
香南市国土強靱化地域計画

-概要版-



香南市
令和3年3月

「香南市国土強靱化地域計画」策定の流れ

●国土強靱化の目的

わが国は、地震災害や台風など、多くの大災害を経験し、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。これら災害等から国民の生命と財産を守るため、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。

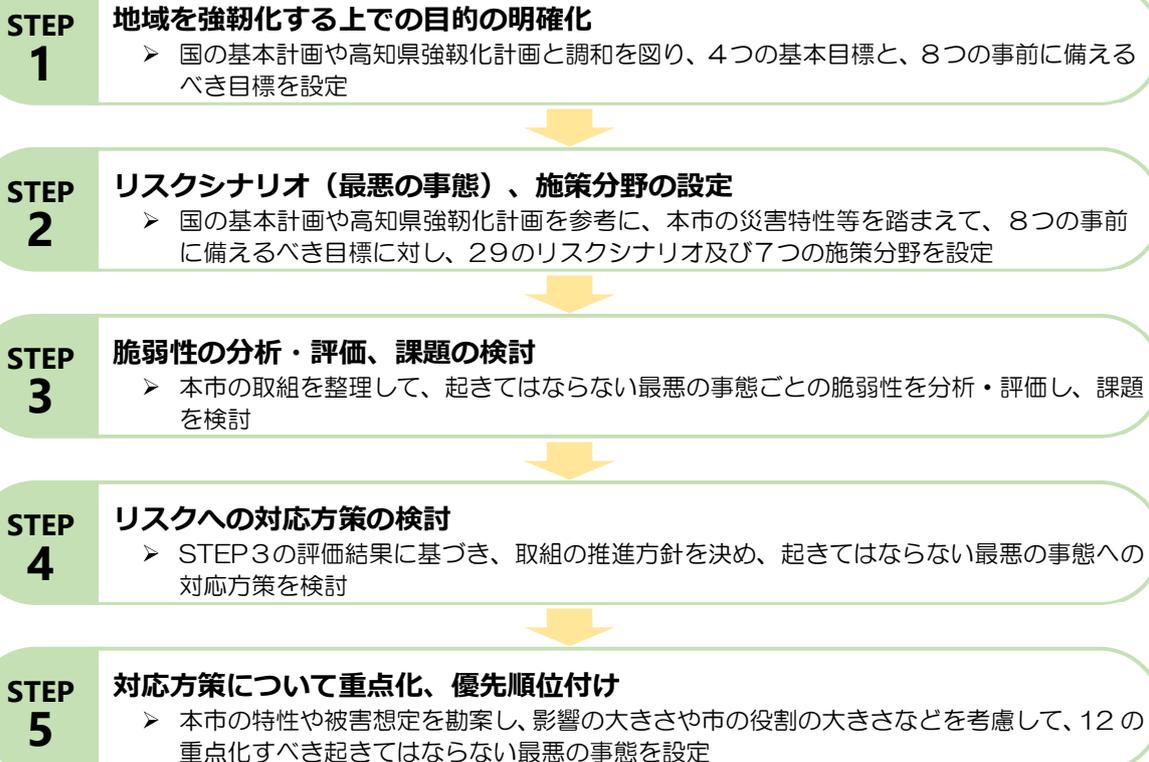
本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わせず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱な地域の構築に向けて、国や県などと一体になって強靱化に係る施策を計画的に推進することを目的に、「香南市国土強靱化地域計画」を策定しました。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●計画策定の進め方

地域計画の策定にあたっては、本市の概況及び取組等を総合的に評価・検討しました。策定プロセスは以下となります。



●起きてはならない最悪の事態の設定と脆弱性評価

本計画では、大規模災害に対する香南市の脆弱性を評価し、強靱化に必要な施策の推進方針をとりまとめます。そのために「事前に備えるべき目標」8項目に対して、妨げとなる29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

また、リスクシナリオごとに施策を整理した上で、個別施策ごとの課題、実施状況等を把握して現状の脆弱性を評価しました。

表 29 の起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
		1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
		1-3 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
		1-5 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
		2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
		5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
		5-3 金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態
		5-4 食料等の安定供給が停滞する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
		6-2 上水道の供給が長期にわたり停止する事態
		6-3 汚水処理施設等が長期にわたり機能停止する事態
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
		7-2 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態
		7-4 大規模事故災害による二次災害が発生する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
		8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
		8-4 文化財等が損失する事態

※ は、重点化すべき起きてはならない最悪の事態を示しています。

国土強靱化地域計画の推進方針の取組一覧

事前に備えるべき目標に対して、起きてはならない最悪の事態を想定し、脆弱性評価に基づく推進方針をとりまとめました。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

- 公共建築物の耐震化
- 民間建築物の耐震化の推進
- 学校施設の安全性の確保
- ブロック塀等の安全対策の促進
- 防災に携わる人材育成
- 防災教育の推進 等

1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

- 海岸堤防の強靱化の推進
- 河川等における津波浸水対策の推進
- 海岸保全施設の国直轄事業導入も含めた整備の促進
- 津波避難路・避難場所の整備
- 避難意識の普及・啓発対策
- 地震・津波情報伝達の整備 等

1-3 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

- 河川等における津波浸水対策の推進（再掲）
- 内水滞留の防止
- 要配慮者支援対策 等

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

- がけ地近接等危険住宅移転対策
- 治山事業及び森林整備事業の推進
- 土砂災害対策施設の整備 等

1-5 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

- 流域治水の考え方に転換した治水対策の推進
- 河川改修の促進
- 災害に向けての市民等への啓発 等

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

- 応急給水拠点の整備
- 応急物資等の調達・搬送活動体制の整備
- 避難生活における飲料水等の確保
- 緊急輸送道路の整備 等

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

- 集落孤立の対策
- 備蓄の推進
- 防災行政無線等の整備 等

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

- 災害応急活動体制の整備
- 資機材、消防・救助資機材の整備
- 道路啓開体制の整備 等

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

- 医療救護活動対策
- 医療救護施設の確保・設置
- 医療資機材の備蓄 等

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

- し尿処理体制の整備
- 保健衛生活動・防疫活動体制の整備
- 火葬場・ごみ焼却場の整備
- 感染症等の対策 等

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

- 避難施設の確保
- 携帯用トイレの整備
- ペット同行避難者等への対応 等

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

- データのバックアップ及び業務継続のため
の体制強化
- 職員動員体制の整備
- 住家被害認定士の育成
- BCPの実効性の向上 等

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

- 防災メール登録についての啓発
- 通信訓練の実施
- 難聴世帯に対する支援対策
- 通信手設備の充実強化
- 安否確認体制の整備
- 防災拠点の通信環境の整備 等

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

- 建築物の耐震化の促進（再掲）
- 事業所におけるBCP作成の啓発
- 津波漂流物対策 等

5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

- 地震・津波に対する道路整備
- 災害時における交通対策
- 橋梁の耐震補強の推進 等

5-3 金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態

- 災害時における支払業務の対策 等

5-4 食料等の安定供給が停滞する事態

- 農業用ハウス強靱化対策の促進
- 有害鳥獣被害対策
- 事業所におけるBCP作成の啓発（再掲） 等

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

- 電力・ガス施設の安全対策 等

6-2 上水道の供給が長期にわたり停止する事態

- 避難生活における飲料水等の確保（再掲）
- 水道BCPの策定
- 水道施設の耐震化推進
- 企業等の災害井戸の協定締結の推進
- 応急給水体制の整備 等

6-3 污水处理施設等が長期にわたり機能停止する事態

- 下水道施設の耐震化
- 応急復旧体制の構築
- 生活排水対策 等

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 地震・津波に対する道路整備（再掲）
- 災害時における交通対策（再掲）
- 橋梁の耐震補強の推進（再掲） 等

BCP：業務継続計画または事業継続計画を意味し、災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

- 消防水利の確保
- 住宅・建築物の防火対策
- 燃料タンクの対策
- 住宅用火災報知器の設置 等

7-2 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

- ため池の耐震化 等

7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態

- 燃料タンク対策事業（再掲）
- 有害物質に関する体制整備 等

7-4 大規模事故災害による二次災害が発生する事態

- 鉄道会社との防災訓練の実施
- 市民への災害広報の検討
- 応急対策活動体制の確立 等

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

- 事前復興計画の策定
- 地籍調査の推進 等

8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の仮置場の確保
- 災害廃棄物処理計画の策定
- し尿処理施設、焼却施設の耐震化 等

8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

- 応急仮設住宅等の整備
- 産業基盤等の高台移転の促進
- 災害ボランティアの活動支援
- 罹災証明の発行 等

8-4 文化財等が損失する事態

- 文化財の耐震化の促進 等



海岸保全施設の整備



河川の改修



津波避難場所（避難タワー）



指定避難所

●計画の進捗管理

大規模災害が発生しても、致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる本市の強靭化を目指すために、地域計画に基づく施策及び事業を確実に推進していきます。この地域計画の進捗は、PDCA サイクルに基づき、管理を行います。

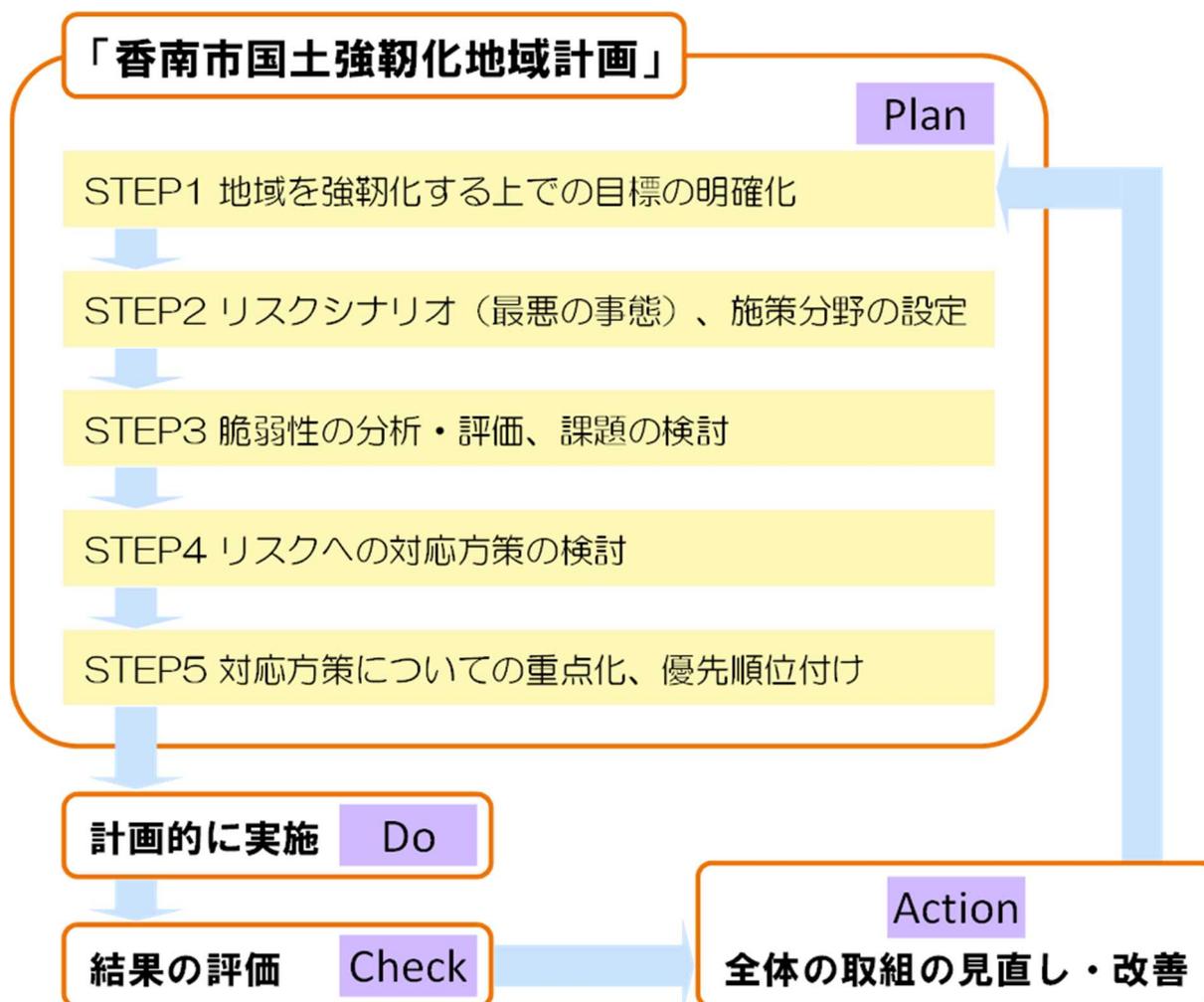


図 PDCA サイクルのイメージ

●計画の見直し

本計画は、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や地域強靭化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行います。計画期間内においても、必要に応じて、各施策の進捗状況や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度等を考慮し、内容の改定をしていきます。